

2021年12月6日

各 位

会 社 名 株式会社ナガワ
(証券コード 9663 東証第一部)
代 表 者 名 代表取締役社長 高 橋 修
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 新 村 亮
T E L 03-5288-8666
U R L www.nagawa.co.jp

指名報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2021年12月6日開催の当社取締役会において、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 設置の目的

取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、指名報酬委員会を設置するものです。

2. 委員会の役割

取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行います。

- ・ 取締役会の構成に関する事項
- ・ 取締役、監査役の選解任に関する事項
- ・ 社外取締役、社外監査役の選任基準
- ・ 代表取締役及び役付き取締役の選定及び解職に関する事項
- ・ 社外取締役の独立性判断基準に関する事項
- ・ 指名報酬委員会の委員の選定及び解職に関する事項
- ・ 取締役、監査役及び執行役員の報酬決定の方針及び手続に関する事項
- ・ 取締役及び執行役員の報酬の内容に関する事項
- ・ 後継者計画に関する事項
- ・ 株主総会付議議案（選解任議案、報酬議案）

3. 委員会の構成

- (1) 取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとします。
- (2) 委員会の半数は、独立社外取締役とします。

以 上